

令和 8 年 度 (2026 年度)

松本市職員採用資格試験要綱【4 月試験】(早期)

<1次テストセンター方式>

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

申込受付期間	令和8年3月4日(水)～ 令和8年3月24日(火)【17:00まで】
1次試験期間	<u><テストセンター方式></u> 令和8年4月4日(土)～ 令和8年4月12日(日)

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
大学卒業程度	行政A (新卒者)	10名程度	平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人【満22歳から満26歳まで】 <u>※行政B(大学等の既卒者)は6月試験で募集を受け付けます。</u>
	行政C (社会人経験者)	10名程度	【小論文試験枠】 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、 <u>同一の民間企業等(非常勤含む)に3年以上継続する勤務経験のある人又は令和8年3月31日時点で3年以上継続する勤務経験が見込まれる人</u> 【満25歳から満35歳まで】※専門試験免除、小論文実施
	土木 建築 電気 機械	5名程度	昭和60年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、 <u>左記試験区分の専門分野の学力・知識を有する人</u> 【満20歳から満40歳まで】※専門課程の卒業資格を廃止

※1 【 】内の年齢は参考ですので、受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。

(1) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

(2) 住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

(1) 第1次試験(テストセンター受験期間)

【全試験区分共通】

試験の種類	出 題 分 野
教養試験(BEST) 択一式 60題 試験時間 60分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題

(2) 第2次試験（令和8年4月下旬～5月上旬）

【専門試験等】

試験区分	試験の種目	出題分野
行政A・C	専門試験 択一式 40題 試験時間 120分	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
土木	専門試験 択一式 30題 試験時間 120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工
建築		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電気		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

【個別面接】

第2次面接試験 (個別面接)	人柄、性向等についての面接（15分程度）
-------------------	----------------------

(3) 第3次試験（令和8年5月中旬）

第3次面接試験(個別面接) 資格審査	人柄、性向等についての面接
-----------------------	---------------

3 試験日時、試験会場及び合格発表

(1) 第1次試験

日時	令和8年4月4日（土）～ 令和8年4月12日（月）の間で受験者が選択
試験会場	全国に約200か所設置されているテストセンター会場のうちから受験者が選択
合格発表	4月下旬予定 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページに掲載します。

(2) 第2次試験（詳細は、第1次試験受験者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	4月下旬～5月上旬を予定
合格発表	5月中旬を予定

(3) 第3次試験（詳細は、第2次試験受験者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	5月下旬を予定
合格発表	5月下旬を予定

※ 第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験手続等

(1) 受付期間 令和8年3月4日（水）から3月24日（火）17:00まで

(2) 申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

☐ 松本市ホームページ

令和8年度（2026年度）採用予定の松本市職員採用資格試験【4月試験】

（基本情報 ＞ 職員人事・採用 ＞ 採用情報でも検索できます）



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに職員課人事担当へご相談ください（平日の午前8時30分から午後5時15分までの間）。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず（ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く）申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

(3) 申込方法

インターネット（スマートフォン、PC、タブレット端末）からお申し込みください。

※ **申し込みにあたって、事前に証明写真データ（上半身、無帽・無マスク、正面）をご用意ください。**

また、志望動機（300字以内）、やってみたい仕事（300字以内）、仕事上最も大切にしたいこと（300字以内）など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

※ **履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。**

(4) 第一次試験予約

ア 申込受付期間終了後、インターネット経由で申し込みしたメールアドレスへ、テストセンター会社から受験案内メールが送信されます。

イ メール案内により受験者が試験会場を予約した後、テストセンター会社から受験者に試験予約確認メールが送信されます。（受験用ID・パスワードの発行）

ウ 受験当日は、有効な顔写真付身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）、受験確認書を持参してください。（試験開始時間の15分前までに会場へお越しください。）

※**遅刻された場合の受験は認められませんので、十分にご注意ください。**

5 採 用

区 分	採用予定日
令和9年3月までに受験資格（卒業又は免許・資格取得）を満たす見込みの方	令和9年4月1日
上記以外の場合	令和8年10月1日～令和9年4月1日のいずれか ※ 申し込み時に入庁可能状況を入力してください。改めて聞き取りのうえ調整し、最終合格後に決定します。

(1) 最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、上記採用予定日以降、順次採用する予定です。

なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和10年(2028年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

(3) 採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただく場合もあります。

6 給 与

(1) 初任給（月額）は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

大学卒業程度(新規大学卒業者) 232,000円（地域手当込：238,960円）

(2) 前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

(3) 各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。（通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外手当など）

7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容
行 政	市役所全課	行政各分野における業務全般
土 木	建設部全課、耕地課、森林環境課、上水道課、下水道課等	土木・都市整備関係の計画調査、設計、施工監理等
建 築	都市計画課、建築指導課、公共施設マネジメント課等	市有施設の設計、施工監理、保守管理、許認可事務等、土木・都市整備関係の計画調査等

電 気	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等
機 械	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	
社会福祉	障がい福祉課、生活福祉課、高齢福祉課、こども福祉課等	福祉分野における相談支援業務等

※ 主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属となったり、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

(1) 「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該 当 し な い 職 務 (外国籍職員が担当できる職務)	該 当 す る 職 務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

(2) 「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

(1) 松本市は時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を求めています。

- ・変化する社会状況の中で積極性・柔軟性・実行力を持ち挑戦と改革を続ける職員
- ・専門的な知識を持ち、課題設定・解決力や創造力を発揮できる職員
- ・互いを認め合い、高め合いながら組織力の向上に貢献できる職員
- ・市民が豊かさと感じ続けられるよう考え行動できる職員

(2) 次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

- ・図書館司書資格を有する方
- ・地域づくり活動やスポーツ・文化・芸術サークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方
- ・外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方
- ・主任ケアマネジャー、認定心理士等の資格を有する方

10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部人事課へ問い合わせてください。

電話：直通（0263）34-3275 代表（0263）34-3000（内線1153）

職員課人事担当メールアドレス：jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。

試験を申し込まれる方は、**必ず受験をするようお願いいたします。**

松本市に就労の意志のない方、過去に試験を無断で欠席された方の受験は固くお断りします。